様式

# 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年8月10日

| | |
|---|---|
| 1. 執行機関の別 | 1: 都道府県知事・市区町村長等 |
| | ○ 知事　　◉ 市区町村長等 |
| 2. 都道府県名 | 沖縄県 |
| 3. 市区町村名 | 南風原町 |
| 4. 届出番号 | 5 |
| 5. 独自利用事務の事例番号 | 108-1 |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2016091500105/ |

執行機関名　南風原町長

**重度心身障害者等の医療費助成に関する事務**

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

| | (1)法定事務 | (2)独自利用事務 |
|---|---|---|
| ①事務の名称 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの | 南風原町重度心身障がい者(児)医療費助成に関する条例(平成3年南風原町条例第18号)に関する事務 |
| ②番号法別表第1の項 | 84 | |
| ③番号法別表第2の項 | 108 | |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 | | 南風原町個人番号の利用等に関する条例別表第一　第8の項<br>南風原町重度心身障がい者(児)医療費助成に関する条例(平成3年南風原町条例第18号)に関する事務 |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年号外法律第百二十三号)第1条 | 南風原町重度心身障がい者(児)医療費助成に関する条例(平成3年南風原町条例第18号)第1条 |
| ⑥事務の趣旨又は目的 | 第一条　この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、児童福祉法その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。 | 第1条　この条例は、重度心身障がい者(児)に対し、医療費の一部を助成することにより、保健の向上に寄与し、もって重度心身障がい者(児)の福祉の増進を図ることを目的とする。 |